

# 市有施設への太陽光発電設備導入事業 提案説明書

## 1 本書の目的

本書は、本市が実施する「市有施設への太陽光発電設備導入事業」について、事業者を募集し審査により事業予定者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

市有施設への太陽光発電設備導入事業

### (2) 事業内容及び提案を求める事項

別添「市有施設への太陽光発電設備導入事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 事業期間

運転期間は運転開始日から最長で20年とする。運転開始までの期間と、運転期間終了後の撤去完了までの期間を合わせて2年を限度とし、速やかに設備の設置と撤去を行うこと。各施設の運転開始日等の詳細については、仕様書を参照すること。

なお、国補助を活用し事業を行う場合については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

## 3 参加資格等

### (1) 事業者の構成

ア 応募者は、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者(以下「共同事業者」という。)とする。

イ 共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。

ウ 応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

### (2) 事業者の参加資格

応募者は、以下のア～エの要件をすべて満たさなければならない。なお、共同事業者による応募の場合、ア、イ、ウは共同事業者総体で満たすこととし、エは全ての構成員が満たさなければならない。応募する事業者又は代表事業者の参加資格要件は、以下のとおりとする。

ア 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

イ 本事業と類似の事業履行実績(平成28年度から令和2年度の期間において、「高圧施設に設置する太陽光発電設備若しくは50kW以上の野立ての太陽光発電設備の設備設計及び導入業務」の履行実績)を有すること。ただし、実績は本市における事業実績でなくても構わない。また、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。

- ウ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
  - ・ 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者
- 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- エ 次のいずれの項目にも該当しないこと。
- (ア) 契約を締結する能力を有しない者
  - (イ) 破産者で復権を得ない者
  - (ウ) 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
  - (エ) 破産法（平成 16 年法律第 25 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
  - (オ) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者
  - (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者、また札幌市暴力団排除条例（平成 25 年札幌市条例第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者
  - (キ) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

#### 4 提出書類

- (1) 企画競争参加申請書（様式 1）
- (2) 会社概要（様式 2）
- (3) 参加資格に係る書類

提案説明書「3（2）事業者の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること

- ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）
- イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- ウ 登記事項証明書
- エ 申出書（様式 3）
- オ 貸借対照表及び損益計算書
- カ 納税証明書（市区町村税及び消費税）

※ウ～カについては、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、提出を要しないものとする。

- (4) 企画提案書
  - ア 事業の実施内容（様式 4-1）
  - イ 事業実施体制（様式 4-2）
  - ウ 過去の類似業務実績（様式 4-3）

※企画提案書については、様式変更を認めるが、A4版またはA3版で作成することとし、項目は様式に準拠すること

エ 事業実施スケジュール（様式任意）

オ チェックリスト（様式5）

## 5 企画提案書の内容について

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

### (1) 事業の実施内容（様式4-1）

次のア～キまでを必須事項として含めること。なお、検討に当たっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・別紙1に記載の施設ごとの予定使用電力量及び現在の電力契約の情報、屋根伏図、矩計図、単路結線図等の図面及び構造計算書・各施設の1年間の電力使用量の30分値等の資料（企画競争参加申請書を提出した事業者に対して交付する）

#### ア 実施方針

- ・提案の基本方針・概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

#### イ 太陽光発電設備及び蓄電池設備容量

- ・各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）、設置する場合は蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

#### ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。
- ・全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月環境省地球環境局公表）で定められている0.579kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。

#### エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法におけるJIS C8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。札幌での設計積雪量は1.4mであることに注意すること。

#### オ 停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、停電時の利用方法を提案すること。避難所である施設に関しては、国の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等のオンサイトPPAに関する補助金の利用を検討し、蓄電池の導入を行うこと。他の施設についても、国の補助金を利用するなど停電時の電源活用を検討すること。

- ・停電時のシステム構成図
- ・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等）

- ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力 (kW)
- カ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金比較
  - ・ 単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価以下で提案すること。(単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること)
  - ・ 想定発電量を基に全施設における発電設備導入前後の電気料金の比較を記載すること
- キ 札幌市の特性を踏まえた独自提案
- (2) 事業実施体制 (様式4-2)
  - 次のア〜クまでを含めること。
  - ア 事業実施体制図
  - イ 工事計画概要、実施体制、スケジュール
  - ウ 市内中小企業の活用の提案
  - エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画 (定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制
  - オ 代表事業者の経営状況 (5年間)
    - 賃借対照表、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること
  - カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
  - キ 故障、緊急時の対応体制図
  - ク 事業実施中のリスクに対する対策
    - 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- (3) 過去の類似業務実績 (様式4-3)
  - 実績を証明するものとして、契約書または協定書の写しを提出すること。(契約が証明できる部分のみの写しで良い)
- (4) チェックリスト (様式5)
  - 様式5の記載項目について、様式4-1〜様式4-2に記載をしたものに○をつけるとともに、項目の一部について抜粋して記載すること。

## 6 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 用紙サイズはA4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (2) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「市有施設への太陽光発電設備導入事業」と記載すること。
- (3) 企画提案書は正本1部、副本11部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。
  - また、所在地についても、会社を特定できないように留意すること。
- (5) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、

- 1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- (6) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (7) 体裁は以下のとおりとする。
- ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
  - イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ 12pt 以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1 行あたり 39 文字を限度に記入すること。
  - ウ 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。

## 7 提出方法等

### (1) 提出部数

- ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（様式 2）、参加資格に係る書類：各 1 部
- イ 企画提案書：12 部（正本 1 部、副本 11 部）

### (2) 提出期限

- ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（様式 2）、参加資格に係る書類  
令和 3 年 12 月 24 日（金）15 時【必着】
  - ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
  - ・提出者には、各施設の図面（屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等）、構造計算書及び、各施設の 1 年間の電力使用量の 30 分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報、自家消費料金の上限単価を提供する。
  - ・参加資格の審査を行い、令和 4 年 1 月 6 日（木）までに結果を通知する。
  - ・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、下記（3）へ連絡すること。
- イ 企画提案書：令和 4 年 1 月 28 日（金）15 時【必着】

### (3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 12 階  
札幌市環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 担当：鎌田、松本  
電話：011-211-2872 FAX：011-218-5108  
e-mail: kan.energy(a)city.sapporo.jp  
(a)を@とすること。

## 8 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式 6）を提出するものとする。

### (1) 質問受付

- ア 受付期間  
令和 3 年 12 月 13 日（月）～12 月 24 日（金）15 時
- イ 提出方法  
Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「市有施設への太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。
- ウ 提出先  
上記 7(3)の Eメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

回答は、ホームページに令和4年1月6日(木)17時までにはすべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

9 企画提案の審査

企画提案は、「市有施設への太陽光発電設備導入事業に係る企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)において審査する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が(4)「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点が60点を超え、かつ、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が60点を超える場合には事業予定者として選定する。

(1) 一次(書類)審査

多数の企画提案書の提出があった場合に実施する。

ア 日時

令和4年2月8日(火)(予定)

イ 一次審査の結果

一次審査通過者は3者程度とする。また、確定後速やかに対象者全員に文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

(2) 二次(ヒアリング)審査

ア 日時

令和4年2月16日(水)(予定)

イ 会場

札幌市役所会議室(予定) ※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分(予定)。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(3) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、二次(ヒアリング)審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。また、選定結果に対する質問は、通知があった日から起算して3日以内に7(3)へ様式6を提出すること。

(4) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 技術提案に関する視点(55点)		
1-1 太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力(kW)が大きいかな。	5
1-2 太陽光発電設備による自	太陽光発電設備設置に伴う施設での自家消費	15

家消費電力量及び温室効果ガス削減量	電力量と温室効果ガス削減量が大きいこと。	
1-3 設備の安全性の確保	風速・積雪量・地震の耐荷重を踏まえ屋上等への設置方法に対する安全性の検討提案がされていること。	15
1-4 停電時の太陽光発電設備の出力と停電時の電源確保	停電時に使用可能な出力 (kW) が大きく、使用しやすい提案となっているか。避難所等は蓄電池により冬季・夜の停電時への対応がなされているか。	10
1-5 設備導入による電気料金の削減	電気料金の削減が大きいのか。	5
1-6 積雪寒冷地の対策	積雪寒冷地に設置するための対策は行っているか。	5
2 実施体制について (35 点)		
2-1 工事遂行能力の確保	業務全体を円滑に進められる工事計画概要、実施体制、スケジュール管理となっているか。	10
2-2 業務遂行能力の確保	維持管理体制及び手法の提案に具体性・妥当性があるか。経営が安定しており運営能力があるか。	15
2-3 事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、故障、緊急時の体制や損害賠償保険等で対応できる提案となっているか。	10
3 地域貢献 (10 点)		
3-1 市内中小企業の活用	施工及び維持管理等で、市内企業等の活用が期待できるか。	5
3-2 札幌市の特性を踏まえた提案	札幌市の特性を踏まえ、具体的で実現可能な提案となっているか。	5

## 10 事業者の決定について

上記 9 により選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けたのち、当該事業者と事業化に向けた協定を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、下記 13 (5) の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 11 施設見学

本市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和 3 年 12 月 24 日 (金) までに 7 (3) へ電話または電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、環境エネルギー課及び施設管理者の指示に従うこと。

また、緊急の事態が発生した場合は、見学を中止又は延期する場合がある。

(1) 見学期間

令和4年1月11日(火)～1月13日(木)の間で申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

12 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

企画競争実施の告示	12月13日(月)
質問受付	12月13日(月)～12月24日(金)15時
企画競争参加申請書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限、施設見学申し込み期限	12月24日(金)15時
対象施設の電力契約情報、請求書、1年間の電力使用量の30分値、構造計算書、詳細図面、自家消費料金の上限単価の提供	参加申請書提出者に随時提供する
参加資格審査結果決定通知送付 質問に対する回答のホームページへの掲載	1月6日(火)17時までに行う
施設見学	1月11日(火)～13日(木)予定(別途通知する。)
企画提案書の提出期限	1月28日(金)15時
一次(書類)審査	2月8日(火)予定
二次(ヒアリング)審査	2月16日(水)予定
事業予定者の発表	二次審査の2日後を予定
協定の締結	3月以降

13 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札

幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため札幌市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (5) 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

エ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。